

## 役員報酬規程

(総則)

第1条 理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員が行う業務の実施に対し、支給する報酬及び費用弁償はこの規程の定めるところによる。

(支給する報酬の範囲と額)

第2条 次の各号の業務及び勤務に対し、報酬を支給する。

- 1 理事会に出席した理事及び監事に対し、1回2,000円を支給する。ただし、職員と兼任する理事については、勤務時間中の開催については支給しないものとする。
- 2 園長から理事長及び理事に要請のあった会計・人事・その他重要項目の相談等用務、及び自治体との協議については、1時間以上4時間以内は2,000円、4時間以上は3,000円の報酬を支給する。
- 3 監事が監査業務を行う場合、1時間以上4時間以内は2,000円、4時間以上は3,000円の報酬を支給する。
- 4 評議員会に出席した評議員については、1回2,000円を支給する。また、評議員会に出席した理事及び監事に対し、1回2,000円を支給する。ただし、職員と兼任する理事については、勤務時間中の開催については支給しないものとする。
- 5 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員については、1回2,000円を支給する。また、評議員選任・解任委員会に出席した理事及び監事に対し、1回2,000円を支給する。ただし、職員と兼任する理事については、勤務時間中の開催については支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 理事及び監事の費用弁償及び旅費については、旅費規程を準用する。

(施行細目)

第4条 この規程を施行するための必要な細目は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。